

最近の労働安全衛生行政 及び労働災害防止対策について

- 1 労働災害の現況
- 2 荷役作業時における労働災害防止対策
- 3 一人親方等の安全衛生対策について
- 4 個人事業者等の健康管理に関するガイドラインについて
- 5 高年齢労働者対策
- 6 その他

金沢労働基準監督署 安全衛生課

1 労働災害の現況（石川労働局）

1 労働災害の推移

(1) 死傷者数 コロナウイルス感染症を除く死傷者数は平成10年以降最多

令和7年に発生した労働災害の休業4日以上死傷者数は、1,421人となり、令和6年よりも66人(4.9%)の増加となった。（労働者死傷病報告の集計による人数。以下同じ。）

コロナウイルス感染症を除く長期的な発生状況の推移は、図1のとおりであり、1,000人を割った平成28年以降増加傾向にあり、令和7年は1,357人（令和6年と比較して108人の増加）となり、平成10年以降で最も多い人数となった。

表1 前年との対比

対 象 年	死傷者数 (休業4日以上)	前年との対比		(※) コロナウイ ルス感染症に よるものを除く	(※) 前年との対比	
		増減	増減率 (%)		増減	増減率 (%)
令和3年	1,357	199	17.2	1,203	98	8.9
令和4年	2,395	1038	76.5	1,231	28	2.3
令和5年	1,480	△ 915	△ 38.2	1,165	△ 66	△ 5.4
令和6年	1,355	△ 125	△ 8.4	1,249	84	7.2
令和7年	1,421	66	4.9	1,357	108	8.6

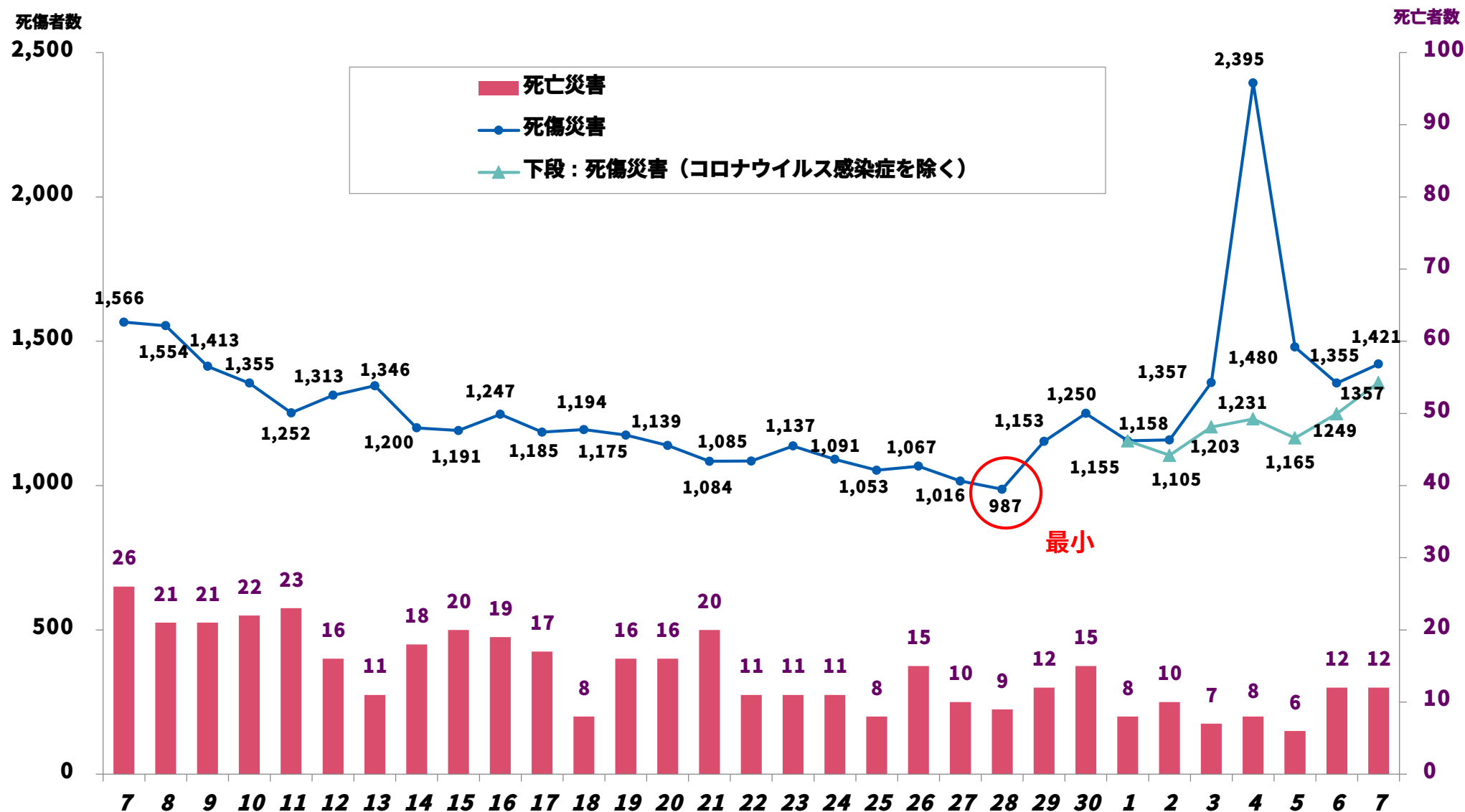
(2) 死亡者数

令和7年に労働災害によって死亡した労働者の人数は、前年の12人から減少せず同数となった。

業種別では、建設業3人、運輸交通業3人、製造業2人、商業2人、接客娯楽業1人、その他の事業1人であった。

事故の型別では、「交通事故」が5人、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ2人、「崩壊・倒壊」、「火災」、「有害物等との接触」がそれぞれ1人となっている。

1 労働災害の現況（石川労働局）

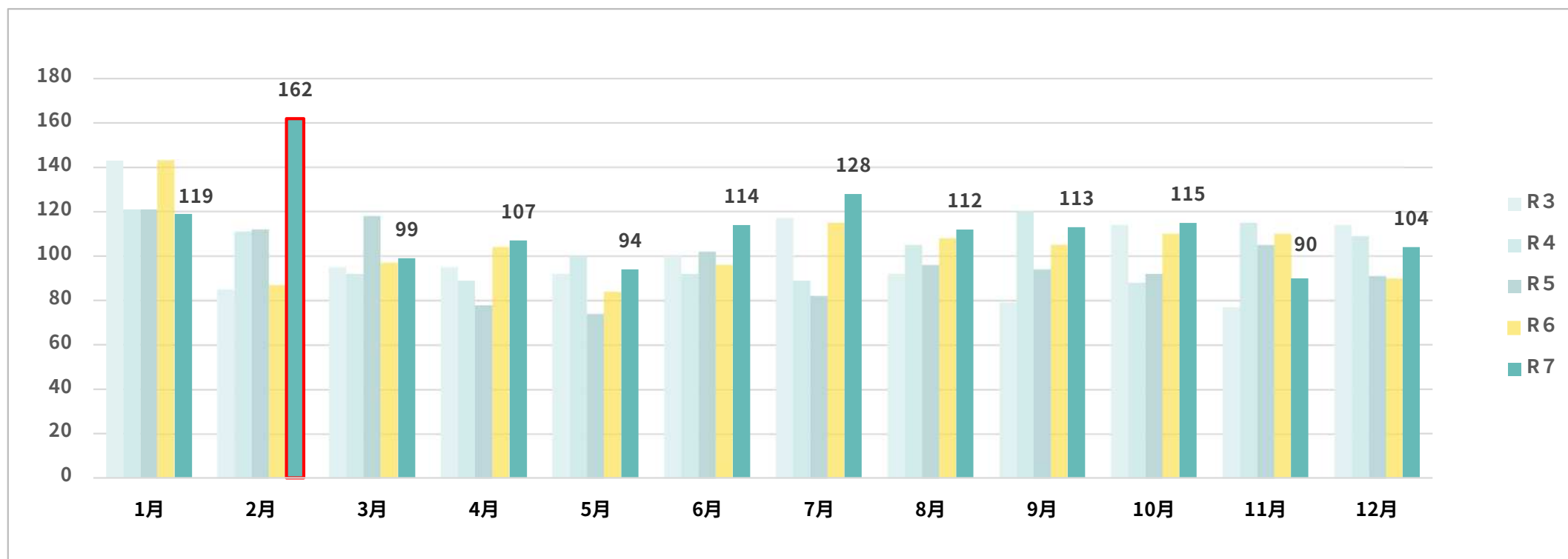


1 月別労働災害発生状況の推移（年対比）※コロナウイルス感染症を除く

冬季の凍結等環境や夏季の熱中症により労働災害が多く発生

月別の発生状況では、2月が162人で最も多く、1月も高水準となるなど、冬季に災害が集中する傾向が見られ、降雪・凍結による転倒や交通事故の影響が大きい。

また、7・8月は暑熱の影響により熱中症による災害が多く発生しており、夏季においても災害が増加する傾向が見られる。



荷役作業の労働災害防止対策①

労働安全衛生規則の改正（令和5年10月施行済み）

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

陸上貨物運送事業における

トラック荷台からの 転落を防ぐために

荷台昇降設備・装備はありますか？

荷台への昇降中における 転落防止チェックポイント

確認してみよう！ 作業手順・マニュアルを再点検

あなたの事業場では、荷台への昇降手順は適切ですか？ ①～③を参照し、点検してみましょう。
不十分な場合は、本リーフレットで紹介した設備の追加、手順・マニュアルの見直し等を実施しましょう。

注）グリップやステップ等を設置する際には、道路運送車両法の保安基準に適合しているか十分に確認してください。



① バン型車のリヤ部

リアドアフレームに装備したグリップ（取手）を持ち、足元を見ながらリアドア下部のリヤバンパーまたはステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時もグリップを持ったままステップに足をかける順序で、荷台内側を正面向きで後ろ向きに降ります。車体形状の都合上、両手でグリップを握ってませんが、荷台の床面に手を添えると前後の姿勢が安定するのでより安全です。



② バン型車のサイド部

ドアフレームに装備したグリップ（取手）を持ち、足元を見ながら、サイドステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時は上がる時の逆の順序で移動します。ちなみにサイド部はグリップをドアフレーム両側に装備できる場合が多いようです。両手で持つと身体の姿勢が安定し、より安全に昇降できます。



③ ウイング車、平ボディ車のおり

あおりを下ろした時は、ステップだけでなくグリップ（取手）や手がかりがないので昇降するのが困難です。あおり内側面付ステップの設置、持ち運び可能な昇降用ステップ等を使用しましょう。グリップは車体内部あるいは荷台床面に設置するか、車体の柱等をグリップ代わりに活用しましょう。

本リーフレットの写真等は、国土交通省及び（公社）全国トラック協会が設置した「女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方検討会」で取りまとめた成果「【課題】トラックメーカーなどの取組事例」から引用しています。



荷役作業の労働災害防止対策②

ロールボックスパレット（カゴ車）の使用時の安全作業マニュアル等

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための

8つのルール



ロールボックスパレット 使う前の5つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前点検リスト	
確認日	確認担当者名
年 月 日	
☐	倒れそうになったら無理に支えず逃げること 人が支えられる重さではありません。とにかく身を守ることが優先です
☐	停止時は必ずキャスターストッパーを使用すること わずかな傾き、風でもパレットが勝手に走り出すことがあります
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと わずかな傾きでもパレットが思わぬ方向に動き、転倒するおそれがあります
☐	両手で持って運搬すること 片手で引っ張ると、止める時にパレットをコントロールできず止められないことがあります
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト

テールゲートリフターを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前点検リスト	
確認日	確認担当者名
年 月 日	
☐	昇降板では荷を後退りで運搬しないこと 引っ張ると後ろは見えません。この方法で荷台高さからの転落が頻発しています
☐	キャスター付きの荷を使う時は、必ずストッパーを使用すること 作業者が支えても事故につながる場合があります
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと ロールボックスパレットが思わぬ方向に動くことがあります。水平な場所で使用してください
☐	昇降板の位置を目視で確認してから運搬すること 荷台高さにあると思い込んで、転落する可能性があります
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

～職場における熱中症死亡ゼロを目指して～ 熱中症予防対策に取り組みましょう

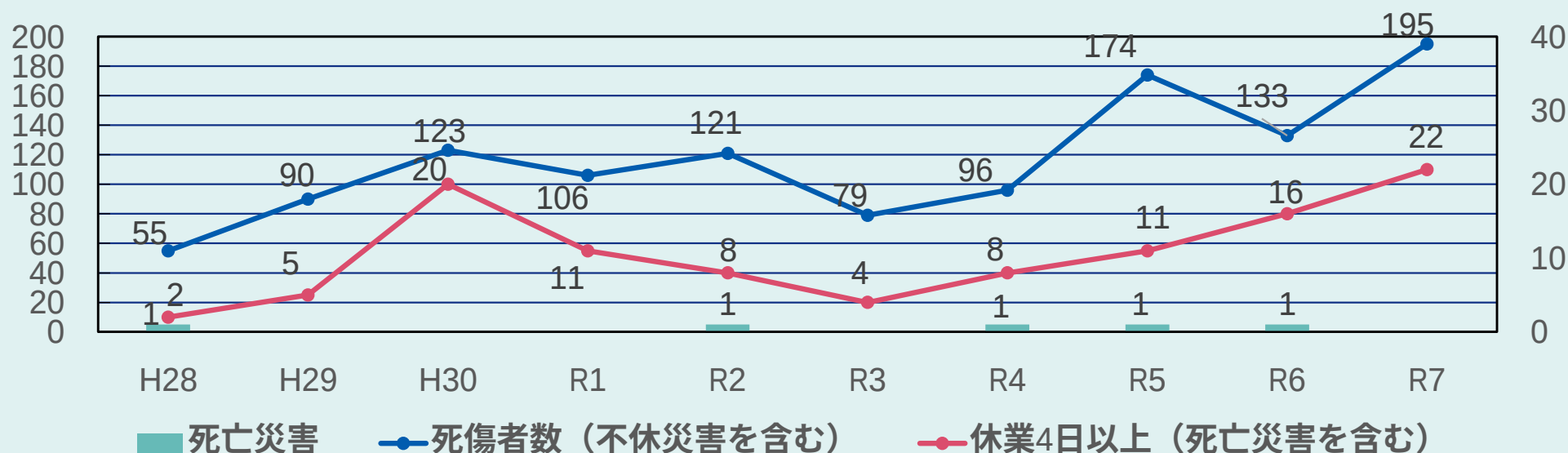
○令和7年の石川県内の職場における熱中症の発生状況

令和7年に石川県内では、**195人**の労働者の方が職場での熱中症により医療機関を受診しており、**過去10年で最多**となりました。そのうち、22人が4日間以上仕事を休みました。また、熱中症による死亡災害は過去3年連続で発生していましたが、令和7年においては発生しませんでした。

6月下旬から急激に気温上昇し、特に7月中旬～9月上旬は、最高気温※1が35℃を超え、暑さ指数（WBGT）※2は「危険」レベル（31℃以上）となる日が多くあり、熱中症も多く発生しました。

業種別では建設業が一番多く発生し68人（全体の35%）を占め、次に製造業で39人（全体の20%）を占めています。なお、屋外作業に限らず屋内作業でも多く発症しています。

石川県における熱中症による死傷者数の推移（過去10年間）



職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行。

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための
体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、
ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡
などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握
するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡
先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中
症による重篤化を防止するために必要な措置の実
施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及
び関係作業員への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

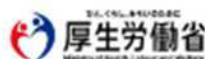
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症を防ぐためには

働く人の 今すぐ使える 熱中症ガイド

令和8年3月 ver 2.0



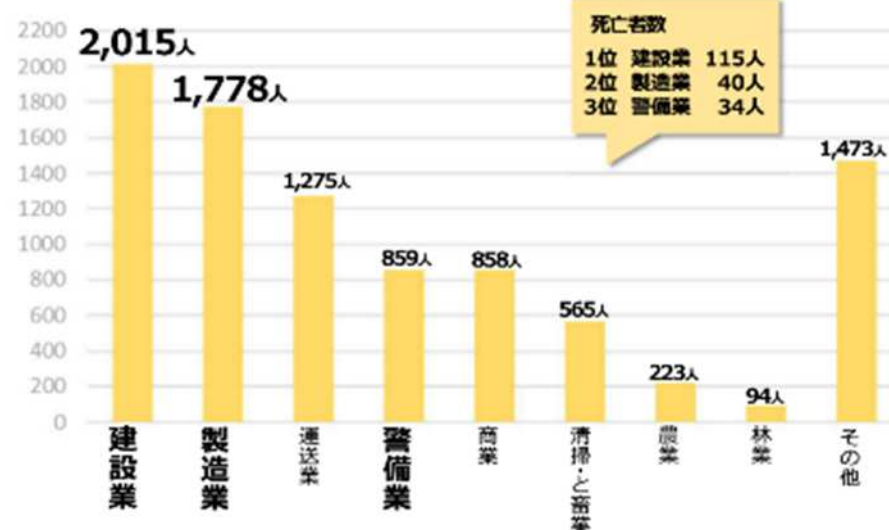
1. 皮膚をつまみ上げて「脱水状態」チェック

手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



高齢者で確認しやすい

1. 職場で熱中症になった人 (死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数)



2013年～2024年の累計値

5. 多言語リーフレット (PDF) 「みんなで防ごう! 熱中症」



<https://www.mhlw.go.jp/hf/sakokunishi/kyobunrya/0000116133.html>



ベトナム語



インドネシア語



クメール語
(カンボジア語)



モンゴル語



ミャンマー語



ネパール語



タガログ語



タイ語



中国語 (簡体字)



英語



日本語

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

このガイドラインは、個人事業者等は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取り組みの実施を促すものです。

① 個人事業者等

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。各種支援を活用し、自ら健康管理を行いましょう。

② 注文者等

注文を受けて仕事を行う場合、注文者等による**注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性があります**。個人事業者等が健康を適切に管理するためには、注文者等が必要な措置を講じることも重要です。また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましいです。

③ 業種・職種別団体や仲介業者等

個人事業者等や注文者等の取り組みを広く定着させていくため、団体等には、個人事業者等および注文者等がこれらの取り組みを円滑に実施することができるよう、**必要な支援**を行うことが期待されます。

産業保健総合支援センター

都道府県毎に設置され、産業保健に関するさまざまな支援を行っています。



地域産業保健センター

おおむね労働基準監督署毎に設置され、健康相談等を行っています。



こころの耳

厚生労働省で運営している働く人のメンタルヘルス対策のポータルサイトです。



マルチジョブ健康管理ツール

就業時間、睡眠時間を含めた日々の健康情報を管理するツールとして、厚生労働省がインターネット上で無料配布しているツールです。ストレスチェック機能もあります。



iOS用



Android用

疲労蓄積度セルフチェック

「こころの耳」に掲載している疲労の度合いを確認するためのツールです。



ストレスセルフチェック

「こころの耳」に掲載している自身のストレスの状況を把握できるツールです。



職場における腰痛予防指針

長時間の座り作業や運転に従事する方向けの腰痛を防止するための指針です。



「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

健康管理のために実施する事項

個人事業者等は、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保
- 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

注文者等は、以下の事項を実施してください。なお、個人事業者等が以下の事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをしてはいけません。

- 長時間の就業による健康障害の防止
 - ・ 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供
- メンタルヘルス不調の予防
- 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- 健康診断の受診に要する費用の配慮
- 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保



公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会
(略称：全基連)

改正省令案の概要（業務上災害報告関係）

個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設

個人事業者等が労働者との同一の場所における就業に伴う事故等により、死亡し、又は休業（4日以上）した場合には、以下のとおり、所轄労働基準監督署が情報を把握できるよう、関係者に必要事項の**報告を義務付ける**【罰則なし】

- ① 災害発生場所における直近上位の**注文者（特定注文者）** ※（当該者が存在しない場合には、災害発生場所を管理する事業者（**災害発生場所管理事業者**）。以下「報告主体」という。）は、個人事業者の業務上の災害を把握した場合には、所轄労働基準監督署に個人事業者の当該災害について遅滞なく報告することとする。
- ② 上記①の場合において、個人事業者が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合には、個人事業者は、報告主体に業務上災害について遅滞なく報告することとする。当該報告を受けた報告主体は、その内容を踏まえ、必要事項を補足した上で所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。
- ③ 中小企業の事業主や役員の業務上災害については、上記①、②にかかわらず、所属企業は、所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

＊個人事業者が請け負った仕事の注文者（当該仕事为数次の請負契約によって行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含む）であって、自らも当該場所で仕事を行う者（当該仕事为数次の請負契約によって行われるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち当該個人事業者に対して最も後次の請負契約における注文者）

公布日：令和7年11月

施行期日：令和9年1月1日

高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました

ガイドラインから指針へ

事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ次の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

*リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う**設備・装置の導入**(最優先)と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

*設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました

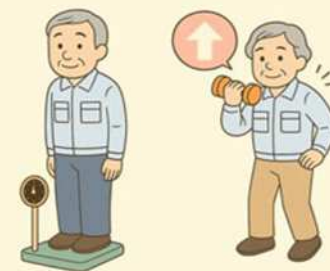
3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。

※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば右のようなツールを活用することができます。



4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- ・法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

事業者が講ずべき措置

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進める必要があります。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生
サポート事業



SAFEアワード



外国人労働者対策について

外国人労働者の安全衛生管理（厚生労働省ホームページ）

●外国人労働者の安全衛生管理（手引き等）

外国人労働者の安全衛生管理のポイントをまとめた手引きやマニュアルを活用して安全衛生教育を確実に実施しましょう。

- ・外国人労働者安全衛生管理の手引き【概要版】
- ・外国人労働者安全衛生管理の手引き【全体版】
- ・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

【英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語版】

中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つマニュアルです。

●技能講習補助教材

外国人労働者等に対して専門的用語等の理解を促すための補助教材を活用しましょう。なお、技能講習の受講の際には、補助教材単独で使用するのではなく、登録教習機関が提供する講習テキストと併用することが必要となりますので、ご注意ください。



外国人労働者の安全衛生管理（厚生労働省HP）

技能講習補助教材の例

小型移動式クレーン運転技能講習

Khoá Đào Tạo Kỹ Năng
Vận Hành Cần Cầu
Di Động Hạng Nhẹ

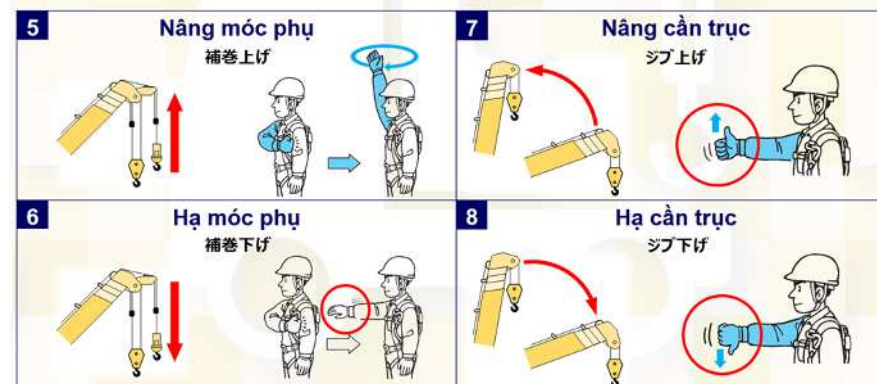
講習用プレゼンテーション資料
Tài liệu Thuyết trình cho Khóa đào tạo

厚生労働省労働基準局安全衛生部

(1) 手による合図-2

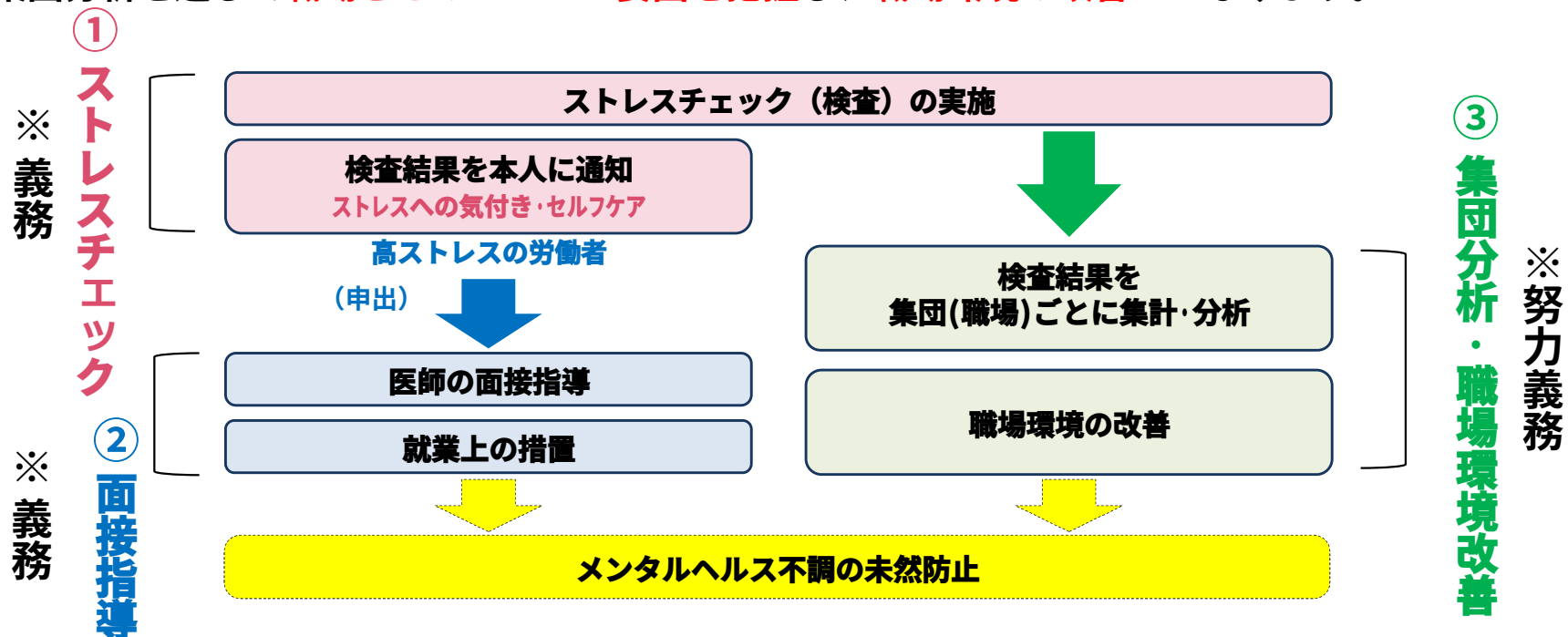
30

(1) Tín hiệu Tay -2



■ 労働者数50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。

- 「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票（選択式）に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。
- 事業者は、1年ごとに1回、ストレスチェック（検査）を実施し、
 - ① 労働者に、**自身のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、
 - ② 高ストレスの労働者には、**医師の面接指導の機会の提供**、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置、
 - ③ 集団分析を通じて**職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境の改善**につなげます。



「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を参照しましょう